府中市では、介護保険制度以外に、高齢者（おおむね65歳以上）のためのサービスを行っていますので、ご相談ください。

暮らしのサービス

身のまわりのこと……67ページより
1.ことぶき入浴
2.東京都シルバーパス
3.自転車駐車場使用料の減額
4.高齢者運転免許証自主返納支援事業
5.高齢者保養施設の利用助成
暮らしと住まい……70ページより
1.高齢者自立支援住宅改修給付
2.住宅セーフティネット住まい相談
3.居住保証事業
4.高齢者住替支援助成金
5.高齢者住宅やすらぎ
6.入浴券の支給
7.生活福祉資金
安全・安心……73ページより
1.救急通報システム
2.地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）
3.避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿登録
4.あんしん支援事業
5.家具転倒防止器具取付事業
6.未来ノート～わたしの生き方整理帳～
7.老い支度講座
8.成年後見制度の利用促進事業
9.府中市消費生活センター
手助けが必要な方には……77ページより
1.生活支援ヘルパーの派遣
2.府中市シルバー人材センター「お助け隊」
3.在宅福祉助け合い事業
4.わがまち支えあい協議会
5.地域福祉コーディネーター推進事業
6.生活支援コーディネーターの配置
7.高齢者車いす福祉タクシー券の支給
8.車いす利用者のためにハンディキャブの貸出し
9.福祉有償運送事業
10.日常生活用具貸与・給付事業
11.補聴器購入費助成
12.車いすの貸出し
13.訪問理容師・美容師の派遣
14.日常生活用品（おむつ）の助成
15.寝具乾燥サービス
16.図書館の宅配サービス
敬老・祝い金……83ページより
1.敬老の日記念大会
2.長寿祝い金
3.満100歳長寿祝い金

仕事・生きがい・集いの場

はたらく……84ページより
1.府中市シルバー人材センター
2.いきいきワーク府中（無料職業紹介所）
生きがい……85ページより
1.けやき寿学園
2.府中ボランティアセンター
3.シニアクラブへの加入
4.生涯学習センター
5.元気高齢者の紹介
6.60歳からの健康づくり教室
集う……87ページより
1.高齢者福祉館（文化センター内）

健　康

からだとこころの健康づくり……88ページより
1.健康教育・健康相談
2.健康手帳の配布
3.特定健康診査
4.後期高齢者医療健康診査
5.高齢者の予防接種
6.成人健康診査
7.摂食・えん下機能支援システム／かかりつけ歯科医紹介
8.成人歯科健康診査
9.人間ドック助成制度
10.がん患者へのアピアランスケア支援事業助成制度
認知症の方と家族を支える……92ページより
1.認知症あんしんガイド（府中市認知症ケアパス）
2.府中市若年性認知症ガイド
3.府中市認知症サポーター「ささえ隊」
4.認知症見守り等支援事業
5.認知症高齢者等探索サービス
6.認知症高齢者等おかえりサポートシールの配付
7.認知症サポート医
8.認知症疾患医療センター
9.多摩若年性認知症総合支援センター
10.認知症初期集中支援チーム
11.認知症カフェ運営補助金
家族介護者支援……96ページより
1.家族介護者教室・懇談会
2.介護者の会
3.在宅ねたきり高齢者介護者慰労金
4.在宅ねたきり高齢者介護者保養施設の利用助成
5.自立支援ショートステイ
6.バックベッド確保事業
7.在宅療養普及啓発動画
「介護が必要になっても住み慣れた家で暮らすには」
8.在宅療養ハンドブック

制　度

制度……100ページより
1.国民健康保険
2.後期高齢者医療制度
3.自立支援医療

暮らしのサービス

身のまわりのこと

1）ことぶき入浴

対　象　65歳以上の方および小学生以下の市民（人数制限有）

内　容　市内の公衆浴場で実施
日程、時間は「広報ふちゅう」やホームページでお知らせします。

手続き　①事前に、利用する浴場に住所、氏名、年齢が確認できる書類（保険証等）を持参し、入浴券をお受け取りください。
②当日、利用する浴場に入浴券を持参してください。
※利用の際、入浴券のない方は有料になります。

問合せ　高齢者支援課 地域支援係（電話042-335-4011）

2）東京都シルバーパス

対　象　70歳以上の都民の方

内　容　都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー、都バス、都内を走行する民営バス、八丈町営バス、三宅村営バスが利用できる乗車パス（パスの有効期間は、発行日から次の9月30日まで）

費　用

区　分	費　用
①市民税が「課税」の方　※③を除く	20,510円（4月1日以降は10,255円）
②市民税が「非課税」の方	1,000円
③市民税が「課税」で合計所得金額（※）が135万円以下の方	

※長期（短期）譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合は、合計所得金額から特別控除額を引いた額

手続き　氏名・住所・生年月日が確認できる書類（健康保険証または運転免許証など）が必要です。さらに、上記の区分②または③に該当する方は、市民税の課税の有無や合計所得金額が記載された次の書類（いずれか1つ）の提示も必要です。

- 「介護保険料納入（決定）通知書」
- 「住民税非課税証明書」
- 「住民税課税証明書」（合計所得金額の記載が135万円以下のもの）
- 「生活保護受給証明書」（生活扶助の記載の有るもののみ）

※③で長期（短期）譲渡所得に係る特例控除の適用がある方は、必要書類が異なる場合があります。お問い合わせください。

◎申込みは、70歳の誕生日をむかえる月の初日（1日が誕生日の方は、前月の初日）からできます。

申込先　京王バス中央　府中営業所　晴見町2-22（電話042-336-5159）

3）自転車駐車場使用料の減額

対　象　70歳以上の方

内　容　市内の各駅周辺にある有料自転車駐車場を定期契約で利用される方は、月額800円の減額が受けられます。

手続き　申込書が必要です。
◎申込書は地域安全対策課の窓口に用意しています。

問合せ　地域安全対策課 施設管理係（電話042-335-4069）

4）高齢者運転免許証自主返納支援事業

対　象　65歳以上の市民の方で、有効期限内の全ての運転免許証を自主返納した方

内　容　「ちゅうバス」専用回数券（21枚つづり2,100円分）をお渡しします。

手続き　①申請による運転免許の取消通知書（返納時に発行されます）
②運転経歴証明書
③ ①、②のどちらかの書類を持っていない方は、取消し済みの運転免許証
①～③の必要書類（原本）を持って、市役所地域安全対策課、府中警察署、府中運転免許試験場にある申込書に記入し、地域安全対策課へ持参または郵送。
※郵送の場合は、①、②、③は写しを添付してください。

期　間　自主返納日より1年以内に申請してください。ただし、予定枚数（600枚）に達し次第終了となります。

申込先　地域安全対策課 安全係（電話042-335-4147）

5）高齢者保養施設の利用助成

対　象　70歳以上の方（宿泊利用日現在）

内　容　指定保養施設に宿泊する場合、年度内1泊に限り、3,000円の利用助成が受けられます。
※東京都障害者休養ホームの保養施設利用料の助成、また、在宅ねたきり高齢者介護者保養施設の利用助成（97ページ参照）を受けている場合、団体の研修旅行などで市のバスを利用する場合は、この利用助成は受けられません。

手続き　①保養施設へ電話予約をしてください。
②宿泊する前に高齢者支援課の窓口で利用助成券の申込みをしてください。
③宿泊する当日に利用助成券を保養施設に提出してください。

問合せ　高齢者支援課 地域支援係（電話042-335-4011）

＊指定保養施設一覧（順不同）

温泉名	施設名	所在地	予約先
1. 伊香保温泉	石坂旅館	群馬県渋川市伊香保町伊香保67	0279-72-3121
2. 増富ラジウム温泉	金泉閣	山梨県北杜市須玉町小尾6676	0551-45-0511
3. 富士河口湖温泉	足和田ホテル	山梨県南都留郡富士河口湖町長浜395	0555-82-2321
4. 石和温泉	石和びゅーほてる	山梨県笛吹市石和町川中島1607	055-262-4425
5. 青梅石神温泉	清流の宿おくたま路	東京都青梅市二俣尾2-371	0428-78-9711
6. ヘルストロン人工泉	ホテル九十九里ヴィラそとぼう	千葉県いすみ市岬町和泉4427-1	0470-87-7111
7. 石和温泉	シャトレーゼホテル石和	山梨県笛吹市石和町松本348-1	055-262-3755
8. 旭九十九里温泉	亀の井ホテル九十九里	千葉県旭市仁玉2280-1	0479-63-2161
9. 熱海温泉	亀の井ホテル熱海	静岡県熱海市水口町2-12-3	0557-83-6111
10. 熱海温泉	亀の井ホテル熱海別館	静岡県熱海市水口町2-13-77	0557-83-6111
11. 青梅鮎美の湯	亀の井ホテル青梅	東京都青梅市駒木町3-668-2	0428-23-1171
12. ————	亀の井ホテル鴨川	千葉県鴨川市西町1137	04-7092-1231
13. 塩原温泉	亀の井ホテル塩原	栃木県那須塩原市塩原1256	0287-32-2845
14. 伊豆高原温泉	亀の井ホテル伊豆高原	静岡県伊東市八幡野1104-5	0557-51-4400

暮らしと住まい

1）高齢者自立支援住宅改修給付

対　象　65歳以上の日常生活の動作に困難があり、在宅での生活を確保するために住宅改修が必要と認められる方に、その住宅改修費用の一部を助成します。
※介護保険における要介護認定の結果が出ている必要があります。

内　容　①予防給付
対象：要介護認定の結果が非該当の方（非該当の結果が出てから1年以内に限る）
内容：手すりの取付け、床段差の解消など（介護保険制度と同内容）
②設備給付
対象：要介護認定の結果が「要介護」または「要支援」の方
内容●浴槽改修（浴槽交換およびこれに付帯して必要な給湯設備等の工事費）
●洗面台、台所改修（車いす対応の流し台・洗面台への交換およびこれに伴う付帯工事費）
●和式便器から洋式便器等への便器の取替え（※既存の洋式便器に機能のみを付帯するための工事は対象外）

留意事項　＊事前申請および訪問調査が必要となります。給付の対象とならない場合もありますのでお早めにご相談ください。
＊事前申請をせずに着工した場合は対象となりません。
＊住宅の新築に伴う改修や老朽化による改修は支給対象となりません。
＊浴槽改修の場合、事前申請前に福祉用具等のその他介護保険制度の検討を行い、それらの活用の余地がない場合にご申請ください。
＊対象となる工事に要する費用の一部は自己負担となります。負担の割合は所得によって異なります。
＊②の浴槽改修・便器の取替えについては、介護保険制度にも類似内容があるため、介護保険制度の支給が優先されます。

手続き　はじめに各地域包括支援センターにご相談ください。（2～5ページ参照）

問合せ　介護保険課 介護サービス係（電話042-335-4470）

いつまでも元気でいるために 健康コラム 2

◎バランスよくしっかり食べましょう

栄養バランスのよい食事を心がけましょう。肉や魚、卵などのたんぱく質をしっかりとりましょう。

1日3食抜かずにバランスよく食べる

たんぱく質を十分にとる

さまざまな野菜を毎日食べる

カルシウムの不足に気をつける

2）住宅セーフティネット住まい相談

対　象　①高齢者
②障害者
③子どもを養育している方
④低額所得者
などで、住まい探しにお困りの方

内　容　①相談は、事前に電話等にて相談日を予約します。
②相談時に、相談シートを元に希望条件等をお聞きします（30分程度）。
③入居を支援する不動産店へ情報提供を行います。
④ご希望に合う物件があれば不動産店へご案内します。
※相談時間は年末年始および祝日を除く平日9:00～17:00です。
※相談される方の状況等に応じて、ご自宅等への訪問相談も承ります。

問合せ　府中市社会福祉協議会 まちづくり推進係（電話042-334-3040）

3）居住保証事業

対　象　市内に1年以上居住している方で、住宅の賃料などを納入できる見込みのある世帯の方、かつ、申請者の属する世帯以外に2等親以内の親族がいないおよび保証人となる知人などがいない方で次のいずれかに該当する方
①65歳以上のひとり暮らし、または高齢者世帯（世帯の構成員が65歳以上の方を含む60歳以上の方のみの世帯）
②身体障害者手帳4級以上、または愛の手帳3度以上の被交付者世帯

内　容　賃貸借契約に係る保証人が得られない場合は、社会福祉協議会が保証人になります（利用条件あり）。

問合せ　府中市社会福祉協議会 まちづくり推進係（電話042-334-3040）

4）高齢者住替支援助成金

対　象　住宅セーフティネット住まい相談窓口を利用し、住み替えした65歳以上の方。市内に継続して3年以上住所を有していること、ひとり暮らしであること、低所得であることなどの要件があります。

内　容　保証委託料の助成
住宅セーフティネット住まい相談を利用した方で、市内にある民間の賃貸住宅への引っ越しに当たって親族等の保証人を立てられず、家賃債務保証業者を利用し、一定の条件を満たした方については、初回の保証委託料の2分の1（上限2万円）を助成します。

問合せ　高齢者支援課 高齢者相談窓口（電話042-335-4496）

5）高齢者住宅やすらぎ

対　象 65歳以上のひとり暮らしで、市内に継続して3年以上住所を有している方で、次に掲げる要件をすべて備えている方
①住宅に困窮している方（原則持ち家のある方、公営住宅に入居中の方を除く。）
- 住宅の老朽化などに伴い、建物所有者から立ち退き要求を受けている方
- 保安上危険な状態または保健衛生上著しく劣悪な状態にある住宅に居住している方

②低所得者の方（前年度の所得金額によって制限があります。）
③暴力団員でない方
④市税等の滞納がない方

内　容 ①緊急通報システム等高齢者向けの設備を設けた民間アパートを市が借り上げ、住宅に困窮する低所得のひとり暮らしの高齢者に提供しているものです。
②使用料（月額家賃）は、入居者の月額所得により決定します。また、入居する高齢者住宅により金額が異なります。
③募集については、「広報ふちゅう」や市のホームページでお知らせします。

手続き 申込書・マイナンバー届出用紙が必要です。

問合せ 高齢者支援課 地域支援係（電話042-335-4011）

6）入浴券の支給

対　象 65歳以上の方のみの世帯で自宅に風呂の設備のない方
※入浴を伴う介護サービスの利用がある場合は対象となりません。

内　容 無料入浴券1人120枚／年（月7.5枚、夏季分30枚）が利用できます。
①入浴券は5、8、12月の3回に分けて発送します。
②年度途中の申込みについては、申込みのあった翌月分からの支給となります。
③同一敷地内に65歳未満の親族が居住している方は対象となりません。

手続き ①申込みが必要です。
②市の職員による現地確認が必要です。
③毎年、更新手続きが必要です。

申込先 介護保険課 介護サービス係（電話042-335-4470）

7）生活福祉資金

対　象 「生活福祉資金貸付制度」は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。
具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行う制度です。また、原則として、未払い・未契約の費用が貸付対象です。なお、貸付には基準と条件や保証人要件等がありますので詳しくはお問合せください。

問合せ 府中市社会福祉協議会 まちづくり推進係（電話042-360-9996）

安全・安心

1）救急通報システム

対　象 ①65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上の方のみの世帯の方で、救急車を呼ぶような慢性疾患があり、発作時にご自身で通報することが困難な方
②70歳以上のひとり暮らし、または75歳以上の方のみの世帯の方で、日常生活に何らかの不安がある方

内　容 救急通報システムとは、機器本体や付属のペンダントに付いている「緊急」ボタンを押すことで、民間受信センターへ繋がり、消防署から救急車を出動させることができるシステムです。
ご希望により火災の発生時に熱や煙を感知し、民間受信センターへ自動通報する火災警報器や、室内で一定時間活動がないと民間受信センターへ自動通報する生活リズムセンサーも設置可能です。
また、借家の場合は家主の、集合住宅の場合は管理組合の了承が必要です。
※利用にあたっては、固定電話の回線（アナログ回線を推奨）が必要です。

費　用 対象①に該当する方は無料。対象②に該当する方は救急通報機器利用料838円（月額）と火災警報器利用料および生活リズムセンサー利用料を自己負担。

手続き ①申込書が必要です。
②訪問調査のうえ利用を決定します。
※申込みから機器設置までにはおよそ1か月かかります。

申込先 各地域包括支援センター（2～5ページ参照）

問合せ 高齢者支援課 地域包括ケア推進係（電話042-335-4537）

2）地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

福祉サービスを利用したいが、よくわからない。通帳のしまい場所をすぐ忘れてしまうなどでお困りな方に、福祉サービスの利用や、利用料の支払い等の援助をします。

対　象 もの忘れなど認知症の症状や知的障害、精神障害のある方で、かつ、サービスの利用を希望する方

内　容 専門員が、本人の状況を面談・調査し、その状況と希望に応じた支援計画を作成します。支援計画や契約内容に合意したら、本人と社会福祉協議会が契約を結びます。契約が成立するとその契約にもとづいて、生活支援員が派遣され、お手伝いを始めます。
①福祉サービスの利用援助　②日常的金銭管理サービス
③書類などの預かりサービス
※①を基本に②、③のサービスをあわせて利用することができます。

費　用 相談や支援計画の作成は無料ですが、利用契約締結後の援助は有料になります。なお、生活保護や前年度市民税非課税世帯については、利用料が免除または減額される場合もあります。詳しくはお問合せください。

問合せ 府中市社会福祉協議会 権利擁護センターふちゅう（電話042-360-3900）

3）避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿登録

対　象　次の①と②に該当する方が登録できます。
①次のア～オのいずれかに該当している方（対象要件）
ア　75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
イ　要介護認定で要介護3・4・5の方
ウ　肢体不自由者は1～3級、視覚障害者は1・2級、呼吸器機能障害者は1級の身体障害者手帳を所持している方で、障害者のみの世帯の方
エ　1～3度の愛の手帳、1～3級の精神障害者保健福祉手帳を所持している方で、障害者のみの世帯の方
オ　上記と同様な状況にあると認められる方
②自治会などへ個人情報を提供することに同意する方

内　容　災害発生時に自ら避難することが困難な方を地域の支え合いにより支援するため、避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿を作成します。この名簿は、市と個人情報の取扱いについて協定を結んだ自治会や、民生委員など地域の支援機関に提供され、支援機関は地域での体制づくりに取り組みます。
また、名簿登録者には、救急医療情報キット（写真参照）をお配りします。キットには医療情報や緊急連絡先などを記入した用紙などを入れ、救急時や避難するときに持ち出し活用します。

申込先 問合せ　高齢者支援課 地域包括ケア推進係（電話042-335-4537）
各地域包括支援センター（2～5ページ参照）
※名簿には登録せず、救急医療情報キットのみを希望することもできます。詳しくはお問い合わせください。

4）あんしん支援事業

今は元気な方で今後入院が必要になった時の手続き等に不安がある方を対象に、見守りを基本として、保証人に準じた支援をします。利用に際し、契約が必要となります。

対　象　概ね65歳以上の高齢者または障害者のみ世帯で、府中市内に親族が不在、契約内容を判断することができ、資力基準を満たす等、条件に該当する方

内　容　職員が、本人の状況を面談・調査し、その希望と状況に応じた支援計画を作成します。契約にあたり、公正証書遺言が必要となります。
①見守りサービス　②日常生活支援サービス
③保証機能サービス　④書類預かりサービス

手続き　契約前の訪問は無料ですが、契約後の訪問等は有料です。契約後、預託金をお預かりします。

問合せ　府中市社会福祉協議会 権利擁護センターふちゅう（電話042-360-3900）

5）家具転倒防止器具取付事業

対　象　次の①～③のすべてに該当している方
①在宅で生活し、介護保険「要介護3」以上に認定されていること。
②本人および世帯全員が市民税非課税であること。
③過去に市の制度による家具転倒防止器具の支給を受けていない世帯であること。

内　容　家具転倒防止器具（突っ張り棒タイプ・下敷きタイプ）を府中市が委託した業者（シルバー人材センター）がご自宅の家具等に取り付けます。ただし、1世帯3組まで（突っ張り棒タイプは1組まで）で、1回限りです。
※自己負担で購入した器具の設置およびご自身で取り付けした器具や工事費の助成はできません。

手続き　申込書、支給希望調査書、印鑑、介護保険被保険者証が必要です。

申込先　介護保険課 介護サービス係（電話042-335-4470）

6）未来ノート～わたしの生き方整理帳～

内　容　老い支度として今後必要となる介護や医療に関する自分の考えや希望、また、今までの生立ちなどを整理し、大切な人に伝えたいメッセージを綴っておくためのノートです。
①地域からのご依頼により、社会福祉協議会が未来ノートを含めた「老い支度」の出前講座にうかがいます。
②社会福祉協議会および高齢者支援課にて1冊350円で販売しています（カラー印刷、透明ファイル綴じ）。社会福祉協議会、市ホームページからダウンロードおよび印刷も可能です。

問合せ　府中市社会福祉協議会 権利擁護係（電話042-336-7055）
高齢者支援課 在宅療養推進担当（電話042-335-4106）

7）老い支度講座

対　象　市民

内　容　①老い支度に関する講座
②老い支度のための「未来ノート」活用の出前講座

問合せ　府中市社会福祉協議会 権利擁護係（電話042-336-7055）

8）成年後見制度の利用促進事業

対　象　市民、関係者

内　容　講座や研修会などで、成年後見制度について説明します。
①成年後見制度に関する講座、セミナー
②関係者のための成年後見制度研修会
※詳しくは、「広報ふちゅう」「ふちゅうの福祉」などでお知らせします。
※個別相談をご希望の方は、電話で予約のうえ、ご来会ください。

問合せ　府中市社会福祉協議会 権利擁護センターふちゅう(電話042-360-3900)

9）府中市消費生活センター

対　象　消費生活相談員が、消費生活に関する相談(契約や製品のトラブル、悪質商法、架空請求、多重債務(借金)など)を受け付け、問題解決のための助言や情報提供などを行います。

≪最近の相談事例≫

●通信販売
「初回お試し」のはずが「定期購入が条件」だった

●訪問販売・電話勧誘販売
契約している会社の新料金プランだと思ったら別会社との契約だった

●住宅の点検商法
無料点検を持ちかけ「修理が必要」などと不安をあおって高額な契約をせまられた

●架空請求
スマートフォンに「料金が未納です」などと身に覚えのない請求が送りつけられた

●訪問購入(押し買い)
「不用品買い取り」のはずが、強引に貴金属などを安く買い取られた

相談日時　月～金曜日(休館日、祝日、年末年始を除く)
10:00～正午、13:00～16:00

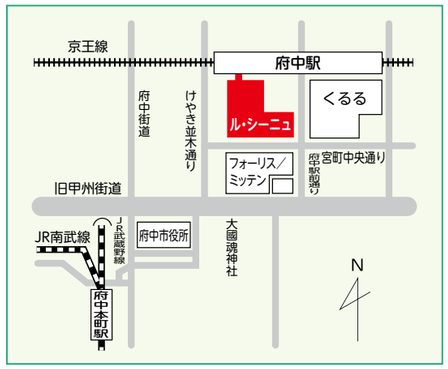

消費生活センター

住　所　〒183-0023　府中市宮町1-100
ル・シーニュ6階

電　話　**042(360)3316**

交通機関　京王線「府中駅」より徒歩1分

手助けが必要な方には

1）生活支援ヘルパーの派遣

対　象　65歳以上の世帯で、家事を中心とした日常生活を営むことに支障があり、介護保険サービスの利用をすぐに開始できない(介護認定申請中の)方、または疾病などにより一時的に身体機能が低下している方。

内　容　ヘルパーを派遣し、高齢者の方の生活支援を行います。サービス内容等については、下記までお問合せください。
※1回の利用時間および1週間あたりの利用回数に制限があります。
※ご希望の内容によっては、サービスをお引き受けできない場合があります。

利用料　1時間あたり2,000円の1割が本人負担となります。
(料金は申込み内容等によって変わります。)

手続き　各地域包括支援センターに申込みください。職員が訪問調査し、お体の状態などを確認させていただいたうえでサービスの必要性を判断し、ヘルパーを派遣します。
各地域包括支援センター(2～5ページ参照)

問合せ　介護保険課 介護サービス係(電話042-335-4470)

2）府中市シルバー人材センター「お助け隊」

シルバーパワーで日常生活におけるちょっとしたお困りごとをお手伝いします。

対　象　高齢者の方・体の不自由な方・その他お困りの方

内　容　電球の交換・一人で運べる程度の粗大ごみ・お買い物・散歩の同行・話し相手など。その他ご相談ください。
※高所作業、5kg以上の家具・荷物等の搬出、移動は行っておりません。

料　金　1回　500円　(1時間以内)
※作業終了後、会員に代金をお支払いください。

問合せ　公益社団法人 府中市シルバー人材センター(電話042-366-2322)

いつまでも元気でいるために 健康コラム3

◎地域活動へ参加しましょう

地域活動の情報は、市役所や広報誌、インターネットなどから入手できます。

地域への参加(地域デビュー)の例

- □ ボランティア活動への参加
  (地域の清掃や緑化活動、教育、文化活動への参加など)
- □ 地域の行事への参加
- □ 交通安全・防犯・防災活動への参加
- □ シルバー人材センターへの登録

3）在宅福祉助け合い事業

高齢者の日常生活上の負担を少しでも軽くし、自宅で安心して暮らせるよう地域の方々（ボランティア）により行う、会員方式の有償福祉サービスです。

対　象　市内在住で、おおむね60歳以上の方、または心身に障害のある方

内　容
①**基本サービス：**職員による訪問相談。来所、または電話による相談
②**家事サービス：**掃除、洗濯、買物・外出代行、食事づくり、話し相手
③**介護サービス：**散歩・外出介助、通院通所介助、食事介助、排泄介助、入浴介助
④**家庭支援サービス：**ペットの世話、庭の手入れ、ゴミ捨て、衣替え、大掃除
⑤**食事サービス：**社会福祉協議会の委託業者による、バランスのとれた食事を年末年始を除く毎日ご自宅までお届けします。
⑥**生きがいづくりサービス：**会員相互によるグループ活動
⑦**府中市認知症見守り等支援事業：**認知症傾向の症状により日常生活を営むことに支障のある方に、在宅生活の安定ならびに家族の負担軽減を図るため、見守り、話し相手、散歩の付添いをします。（93ページ参照）

問合せ　府中市社会福祉協議会 まちづくり推進係（電話042-334-3040）

4）わがまち支えあい協議会

対　象　市民

内　容　「わがまち支えあい協議会」はより身近な生活圏域の中で、地域住民や地域の様々な団体が自らの「困りごと」に気づき、それを解決していくしくみです。
現在各福祉圏域ごとに協議会が立ち上がり、それぞれに様々な取り組みを行っています。相談したい方、活動したい方ご連絡ください。主な取り組みは124～125ページ参照

問合せ　府中市社会福祉協議会 まちづくり推進係（電話042-364-5382）

5）地域福祉コーディネーター推進事業

内　容　地域福祉コーディネーターは、制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）や、地域住民が一人ひとりの困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行う役割を担っています。
地域福祉コーディネーターは身近な福祉の相談窓口です。どこに相談したらよいかわからない個人の困りごとや、地域の困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。必要に応じて適切な関係機関や地域の支援者の方などと連携しながら、解決に向けたお手伝いをします。また、新たな活動の立ち上げ支援や活動促進の運営支援も行います。
各文化センターにおいて、「困りごと相談会」を実施しております。日時等の詳細は府中市社会福祉協議会のホームページや各文化センターに配架しているチラシをご確認いただくか、下記までお問合せください。

問合せ　府中市社会福祉協議会 まちづくり推進係（電話042-334-3040）

6）生活支援コーディネーターの配置

内　容　介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に位置付けられた専門職で、高齢になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、住民同士の支えあいの取り組みや、生きがいづくり・自分らしく活躍できるための場づくりを進めていく役割を担っています。

問合せ　府中市社会福祉協議会 まちづくり推進係（電話042-364-5382）

7）高齢者車いす福祉タクシー券の支給

対　象　「要介護3」以上に認定された在宅の方で、車への移乗や車内での座位保持が困難であるなどの理由で、車いすやストレッチャーのまま乗降できるリフト付タクシーによる通院（薬局含む）および入退院が必要な方（障害者の福祉タクシー利用券またはガソリン費の助成を受けている方は対象になりません。）

内　容　通院（薬局含む）を目的として、30分を1枚とするリフト付タクシーの券を、年間24枚を限度に支給します（枚数は申込みのあった月により変わります）。自宅からの通院（薬局含む）・入退院以外の目的には使えません（転院や施設への送迎などは自己負担となります）。

手続き　申込書、介護保険被保険者証が必要です。

申込先　介護保険課 介護サービス係（電話042-335-4470）
※各地域包括支援センター（2～5ページ参照）で申請代行を行っています。

8）車いす利用者のためにハンディキャブの貸出し

対　象　市内に在住する高齢者、身体障害者（児）のうち、車いすなどを利用の歩行困難な方

内　容　ハンディキャブ（車いす専用輸送車）を貸出します。

手続き
①事前に利用登録が必要です。登録の際には利用者の印鑑および障害者手帳や介護保険被保険者証など、また、運転者の印鑑および運転免許証をご持参ください。
②申込みは、利用日の2か月前から受付けます。なお、同一人の利用は月4回までです。
③利用料は無料ですが、燃料代、有料道路代、駐車料金などは利用者の負担となります。

問合せ　府中市社会福祉協議会 まちづくり推進係（電話042-364-5382）

9）福祉有償運送事業

対　象　市内に在住する高齢者、身体障害者（児）のうち、車いすなどを利用の歩行困難な方。

内　容　通院などの外出時に運行協力者を手配して、ハンディキャブによる移送支援を行っています。

手続き　①事前に利用登録が必要です。登録の際には利用者の印鑑、障害者手帳や介護保険被保険者証などをご持参ください。
②申込みは利用日の2か月前から受付けます。なお、同一人の利用は月4回までです。
③利用料は無料ですが、燃料代として1kmあたり100円、有料道路代、駐車料金などは利用者の負担となります。
④必ず介助者と一緒にご利用ください。

問合せ　府中市社会福祉協議会 まちづくり推進係（電話042-364-5382）

10）日常生活用具貸与・給付事業

対　象　65歳以上で、介護保険サービスの利用をすぐに開始できない（介護認定未申請または申請中の）方、または疾病などにより、一時的に身体機能が低下している方。

内　容　身体の状態に応じて、次の用具などを貸与または給付します。費用の1割はご本人負担になります。貸与期間は最長でも3か月間、または介護認定の結果が出るまでの間です。

①貸与品目：介護用ベッド、移動用バー、車いす、車いすクッション、室外用スロープ、歩行支援用具、エアーマットレス、床ずれ予防マットレス
②給付品目：入浴補助用具、電磁調理器
※②については、訪問調査が必要です。

手続き　申込みが必要です。

申込先　各地域包括支援センター（2～5ページ参照）
または、介護保険課 介護サービス係（電話042-335-4470）
※事前に、各地域包括支援センターへご相談ください。

11）補聴器購入費助成

対　象　次の要件をすべて満たす方（ただし聴覚障害による補聴器支給の対象となる方は除く）

①府中市内に住民票があり、実際に居住している65歳以上の方
②前年の合計所得金額が210万円未満の方
③聴力が両耳とも40dB以上または片耳が70dB以上と診断された方
（耳鼻咽喉科で受診し検査を受けることが必要です）
④過去5年以内にこの事業の助成を受けていない方

内　容　購入額の2分の1（上限4万円）

申込先　高齢者支援課　地域包括ケア推進係

問合せ　高齢者支援課　地域包括ケア推進係（042-335-4537）

12）車いすの貸出し

対　象　市民。ただし、他の制度で対応が可能な方は、原則として対象外になります。

内　容　車いす（標準型・介護型）の貸出しを無料で行っています。短期間の貸出しですが詳しくはご相談ください。なお、地域包括支援センターでも同様の貸出しを行っているところがあります。詳細は、各地域包括支援センターにお問合せください。

手続き　台数に限りがありますので、あらかじめお問合せのうえお越しください。

問合せ　各地域包括支援センター（2～5ページ参照）
府中市社会福祉協議会 権利擁護係
（電話042-336-7055）

13）訪問理容師・美容師の派遣

対　象　在宅で生活している65歳以上で「要介護3」以上に認定された方。

内　容　ご自宅に理容師・美容師が訪問し、無料で調髪サービスを提供します。利用上限は月1回を限度に、年度ごとに計8回までです。
※カットのみのサービスとなり、訪問時には本人以外の付き添いの方の同席が必要です。

手続き　申込書の提出と介護保険被保険者証の提示が必要です。

問合せ　高齢者支援課 介護予防生活支援担当（電話042-335-4117）

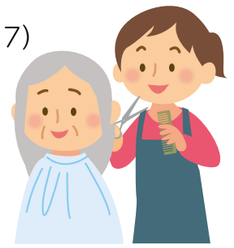

14）日常生活用品（おむつ）の助成

対　象　「要介護3」以上に認定された方でおむつを必要とする方（生活保護を受給している方、障害者のおむつ助成を受けている方は対象になりません）。

内　容　おむつの現物を府中市内のご自宅等までお届けします。月単位で一定の種類および枚数の支給となります。
なお、入院して、おむつを受取れない場合は、月額8,000円を限度に使用料を助成します（月単位での支給となります。既に現物を受取っている月は現金の助成を受けられません）。
助成を受けるには、介護保険の認定申請とは別におむつ助成の申請が必要となります。また、おむつ助成の申請をした月分からが助成の対象となります（おむつ助成の申請をした月よりも前にさかのぼっての助成はできません）。
※入退院や入退所、介護度が要介護2以下になった時などの異動があった場合には変更届の提出が必要です。

手続き　申請書、振込先の口座番号、介護保険被保険者証が必要です。

申込先　介護保険課 介護サービス係（電話042-335-4470）
※各地域包括支援センター（2～5ページ参照）で申請代行を行っています。

15）寝具乾燥サービス

対　象　在宅で生活している65歳以上で「要介護3」以上に認定された方。
※住民票上の同世帯に64歳以下の家族等がいる方、または障害者の寝具乾燥サービスを受けている方は対象になりません。

内　容　月1回の寝具乾燥（水洗い※の月あり）寝具はご自宅まで受取りに行き、その日のうちにお返しします。
※水と洗剤により寝具の汚れを洗い流す洗浄方式

手続き　申込書・介護保険被保険者証が必要です。

申込先　介護保険課 介護サービス係（電話042-335-4470）
※各地域包括支援センター（2～5ページ参照）で申請代行を行っています。

16）図書館の宅配サービス

対　象　心身の障害・高齢・長期療養など、図書館への来館が困難であり、日常的にご家族の支援を得られない方。

内　容　原則2週間に1度、宅配ボランティアまたは職員がご希望の図書館資料（図書・雑誌・視聴覚資料）を市内のご自宅や入居中の福祉施設までお届けします。

手続き　事前に利用登録が必要です。ご家族の方による代理申請やご自宅での登録手続きなどもできます。中央図書館へお問合せください。

申込先　中央図書館　ハンディキャップサービス担当
（電話042-362-8647）

敬老・祝い金

1）敬老の日記念大会

対　象　70歳以上の方（当該年の9月30日時点）

内　容　9月の「敬老の日」に記念式典およびアトラクションを実施します。
※令和6年度は、会場開催ではなく、敬老の日記念番組を放送します。

手続き　該当する方には、8月下旬に郵送でご案内を送付します。なお、中止や変更となる場合は、広報や市ホームページでお知らせします。

問合せ　高齢者支援課 地域支援係（電話042-335-4011）

2）長寿祝い金

対　象　当該年の6月30日以前から市内に引き続き居住し、毎年9月30日において次の年齢に該当する方。

内　容

年齢	贈呈金額
77歳（喜寿）	10,000円
88歳（米寿）	20,000円
101歳以上	30,000円
最高齢者（男女）	100,000円

手続き　該当する方には、個別にご案内します。

問合せ　高齢者支援課 地域支援係（電話042-335-4011）

3）満100歳長寿祝い金

対　象　誕生日の属する月の3か月前から市内に引き続き居住している方

内　容　祝い金（30,000円）を贈呈します。

手続き　該当する方には、誕生月にお知らせします。

問合せ　高齢者支援課 地域支援係（電話042-335-4011）

仕事・生きがい・集いの場

はたらく

1）府中市シルバー人材センター

内　容 シルバー人材センターは、高齢者の方々が長年培った知識と経験を地域社会活動に活かし、生きがいのある生活を実現することを目的としています。豊かな経験や技術を活かして、請負ったお仕事は責任をもって完遂いたします。また、シルバー派遣事業も実施しています。

手続き **①入会するとき**
市内にお住まいで、60歳以上の健康で働く意欲のある方なら原則どなたでも会員になることができます。(年会費1,000円)
毎月1回、入会説明会の開催(予約制)及びオンライン申込を受付けています。

②仕事の依頼をするとき
電話で事務局までご連絡ください。

《仕事の種類》
・請負：網戸の張替え、植木剪定、塗装、水やり、除草、家事手伝い、話し相手、洋服のリフォーム、毛筆筆耕、学習教室、パソコン教室、書道教室、刃物研ぎ、和服の着付け、一般事務、子育て支援、お助け隊(日常のちょっとしたお手伝い)、手作り手芸品販売など
・派遣：一般事務・スーパー等商品の品出し、調理補助、保育補助など

問合せ 公益社団法人 府中市シルバー人材センター
府中町1-30(電話042-366-2322)

2）いきいきワーク府中(無料職業紹介所)

内　容 おおむね55歳からの方に、就業の相談、紹介、求職者と求人企業の登録、求人情報の提供、就労相談、履歴書の書き方や面接の受け方などの指導などを無料で行います。

相談日 月～金曜日(祝日、年末年始、休館日は除く)9:00～17:00

紹介する求人情報(フルタイム・パート) 専門技術、事務、販売、営業、接客、調理(洗い場)、警備、ヘルパー、管理人(マンション・駐輪場)、清掃、倉庫係、生産(組立)、建築・建設関係の技能、運転(送迎・配達)ほか

問合せ 公益財団法人 府中市勤労者福祉振興公社
府中町2-25 中央文化センター5階(電話042-336-4871)

生きがい

1）けやき寿学園

内　容 年間1講座(全3回)60歳以上とその家族、介護・介助者の方を対象とした講座を企画し、専門講師を招いて無料講座を開き、学習機会を提供しています。

問合せ 生涯学習センター(電話042-336-5700)

2）府中ボランティアセンター

内　容 ボランティア活動を始めたい方、ボランティアの助けを必要としている方からの相談や調整のほか、ボランティアグループなどの支援をしています。
また、各種ボランティア講座の開催、ボランティアについての情報提供も行っています。

問合せ 府中市社会福祉協議会 府中ボランティアセンター(電話042-364-0088)

3）シニアクラブへの加入

対　象 60歳以上の方

内　容 各クラブで教養・健康増進など生きがいを高める活動を行っています。

手続き 加入の申込みは、地域のシニアクラブ会長まで。

問合せ 高齢者支援課 地域支援係(電話042-335-4011)

4）生涯学習センター

内　容 市民の生涯学習の拠点となる生涯学習センターは、「多種多様な学習機会の提供」「いつでも、誰もが学習できる環境づくり」を目標としており、施設には、市民の多様なニーズに応えられるよう①学習施設(パソコン学習室、音楽室、研修室など)②体育施設(体育室、温水プールなど)③宿泊施設④図書館を併設している大規模な総合学習施設です。

問合せ 生涯学習センター(電話042-336-5700)

5）元気高齢者の紹介

内　容 市民の生きがいの高揚や生きがい活動のヒントを得るきっかけ作りのため、自己啓発・自己鍛錬活動に励んでいる高齢者の活動を紹介します。

問合せ 高齢者支援課 地域支援係（電話042-335-4011）

6）60歳からの健康づくり教室

対　象 60歳以上の市民

内　容 運動不足の解消による健康増進のため、郷土の森総合体育館、地域体育館、府中朝日フットボールパークで開催しています。募集は、「広報ふちゅう」でお知らせします。

※毎回の体育館使用料等が必要です。

問合せ ①郷土の森総合体育館の教室について
郷土の森総合体育館（電話042-363-8111）
②地域体育館、府中朝日フットボールパークの教室について
スポーツタウン推進課 スポーツ支援係（電話042-335-4499）

集　う

1）高齢者福祉館（文化センター内）

対　象 60歳以上の市民

内　容 ①祝日や臨時休館日などを除き、9：00から17：00まで健康コーナーがご利用できます。
健康コーナーにはスカイウェルなどの交流高圧電位治療器やマッサージ機などがあります（設置機器は文化センターにより異なります）。
②各高齢者福祉館は地域交流の場としてご利用できます。イベントなどもありますので、各文化センターにお問合せください。

※利用できる施設：大広間・談話室など

手続き 申込書、体調不良時の緊急連絡先が必要です。

問合せ 各文化センター

文化センター名	住所	電話番号
中央文化センター	府中町2-25	042-364-3611
白糸台文化センター	白糸台1-60	042-363-6208
西府文化センター	西府町1-60	042-364-0811
武蔵台文化センター	武蔵台2-2	042-576-3231
新町文化センター	新町1-66	042-366-7611
住吉文化センター	住吉町1-61	042-366-8611
是政文化センター	是政2-20	042-365-6211
紅葉丘文化センター	紅葉丘2-1	042-365-1188
押立文化センター	押立町5-4	042-488-4966
四谷文化センター	四谷2-75	042-367-1441
片町文化センター	片町2-17	042-368-7001

健　康

からだとこころの健康づくり

1）健康教育・健康相談

内　容 生活習慣病の予防、健康増進、健康に関する正しい知識の普及を目的とした健康教育と、健康管理に必要な指導と助言を行う各種の健康相談が受けられます。

問合せ 保健センター 健康推進課 成人保健係（電話042-368-5311　ガイダンス番号2）

2）健康手帳の配布

内　容 希望者に健康手帳を配布します。
特定健診、保健指導、各種検診の記録や、健康保持に必要な事項を記入し、健康の自己管理に役立てます。

問合せ 保健センター 健康推進課 成人保健係（電話042-368-5311　ガイダンス番号2）

3）特定健康診査

対　象 府中市の国民健康保険に加入している40～74歳の方（一部の施設入所者を除く）
※年度途中で加入した方は、対象とならない場合があります。

健診項目 問診・身体計測・血圧・尿検査・血液検査・胸部X線検査・心電図検査
※眼底検査は、医師の判定によって実施します。

受診方法 ●受診券に記載のものをお持ちになり、協力医療機関で受診してください。
●受診券は、特定の施設に入所している方を除き、6月下旬に市から発送します。

問合せ 保険年金課 給付係（電話042-335-4044）

4）後期高齢者医療健康診査

対　象 後期高齢者医療制度に加入している方（一部の施設入所者を除く）
※年度途中で加入した方は、対象とならない場合があります。

健診項目 問診・身体計測・血圧・尿検査・血液検査・胸部X線検査・心電図検査
※眼底検査は、医師の判定によって実施します。

受診方法 ●受診券に記載のものをお持ちになり、協力医療機関で受診してください。
●受診券は、特定の施設に入所している方を除き、6月下旬に市から発送します。

問合せ 保険年金課 後期高齢者医療係（電話042-335-4033）

5）高齢者の予防接種

内　容 **①高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種**
過去に23価肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことのない満65歳の方を対象に、費用の一部を市が助成します。
※対象年齢の方には市から接種券を発送します。

②高齢者インフルエンザ予防接種
接種時に65歳以上になる方などを対象に、費用の一部を市が助成します。
詳しくは「広報ふちゅう」でお知らせします。

③新型コロナウイルスワクチン予防接種
接種時に65歳以上になる方などを対象に、費用の一部を市が助成します。
詳しくは「広報ふちゅう」でお知らせします。

④帯状疱疹ワクチン（任意接種）
接種時に50歳以上の方を対象に費用の一部を市が助成します。

問合せ 保健センター 健康推進課 成人保健係（電話042-368-5311　ガイダンス番号2）

6）成人健康診査

対　象 生活保護受給者および中国残留邦人等の40歳以上の方

健診項目 問診・身体計測・血圧・尿検査・血液検査・胸部X線検査・心電図検査
※眼底検査は、医師の判定によって実施します。

受診方法 ●受診券をお持ちになり、市内の協力医療機関で受診してください。
●受診券は、特定の施設に入所している方を除き、6月下旬に市から発送します。

問合せ 保健センター 健康推進課 成人保健係（電話042-368-5311　ガイダンス番号2）

7）摂食・えん下機能支援システム/かかりつけ歯科医紹介

内　容　①「むせる」「飲み込みにくい」などの摂食・えん下機能に悩みや不安のある方が、安全に安心してお食事ができるように、主治医や歯科医を中心に在宅支援にかかわる様々な専門家が連携をとります。必要な場合は専門的な指導やリハビリテーションが受けられるように、主治医やかかりつけ歯科医が専門医療機関を紹介します。

②障害などにより、歯の治療を受けたくてもその手段がない方や食べる機能の低下が気になる方に「かかりつけ歯科医」の紹介をします。なお、訪問による歯科診療を受けたい方も利用することができます。

問合せ　保健センター 健康推進課 成人保健係（電話042-368-5311　ガイダンス番号2）

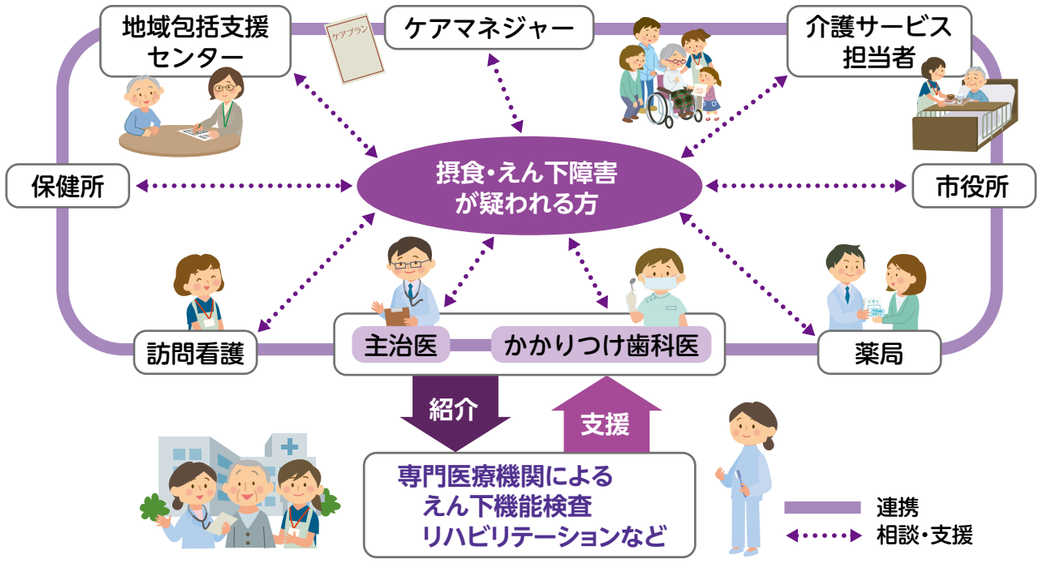

8）成人歯科健康診査

内　容　一生自分の歯で食べられることを目標に、歯や歯肉、義歯、歯および舌の清掃状況、口腔機能などを診査します。

※対象の方には、市から受診券を8月下旬に発送します（施設入所者は対象外）。

受診方法　●受診券をお持ちになり、市内協力医療機関で受診してください。
●受診券が届いた方で訪問での歯科健診をご希望の方は、お問合せください。

問合せ　保健センター 健康推進課 成人保健係（電話042-368-5311　ガイダンス番号2）

9）人間ドック助成制度

内　容　医療機関ほかで人間ドックを受診した場合に、その受診料の2分の1（上限1万円）を助成します。

対　象　受診日および申請日において年齢が20歳以上の市民で、次のすべてに該当する方
・受診した人間ドックの検査項目に、市が指定する検査項目が同一の医療機関ですべて含まれていること（一覧表参照）。
・国内の医療機関で受診した人間ドックであること。
・健康保険組合や団体・企業の助成（補助）制度、会員制度など、他の助成制度や割引サービスを利用せず、全額自己負担で受診していること。
・申請日において納期が到来している市税を完納していること。

手続き　医療機関から発行された人間ドックの領収書（原本）、結果表（原本）、申請書、助成金振込先の口座番号、申請者本人の確認書類（健康保険証等）を用意して、保健センター窓口へ申請してください。

※受診日の翌日から1年以内に申請してください。
※助成は、同一年度内で1回までとなります。

問合せ　保健センター 健康推進課 管理係（電話042-368-5311　ガイダンス番号1）

助成を受けるために必要な検査項目一覧

区分	検査項目
内科診察	問診・診察
身体計測	身長・体重測定
循環器系検査	血圧・心電図
呼吸器系検査	胸部X線検査
消化器系検査	上部消化管X線または胃内視鏡検査・便潜血
超音波検査	腹部超音波検査
血液検査	赤血球数・ヘモグロビン（Hb・血色素）
	ヘマトクリット（Ht）
	尿酸（UA）

区分	検査項目
血液検査	AST（GOT）・ALT（GPT）・γ-GTP
	クレアチニン（Cre）
	中性脂肪（TG）
	HDLコレステロール・LDLコレステロール
	空腹時血糖・グリコヘモグロビン（HbA1c）
尿検査	尿糖・尿たん白・尿潜血
目の検査	視力・眼圧または眼底
耳の検査	聴力

10）がん患者へのアピアランスケア支援事業助成制度

内　容　がん患者の方へのアピアランスケアの一環として、外見の変化による悩みを抱えている方に、補正具の購入等費用の一部（上限2万円）を助成します。

対　象　がん治療により補正具を購入、またはレンタル契約をした市民

品　目　令和6年4月1日以降に購入、またはレンタル契約をした医療用ウィッグ（装着ネット含む）、毛付き帽子等、人工乳房、補正下着等

手続き　申請書、領収書（原本）、がん治療を受けたことが確認できる書類、申請者本人の確認書類、助成金振込先の口座番号を用意して、保健センター窓口へ申請してください。

※購入、またはレンタル契約をした日の翌日から1年以内に申請してください。
※助成は、1人2回までとなります。

問合せ　保健センター 健康推進課 成人保健係（電話042-368-5311　ガイダンス番号2）

認知症の方と家族を支える

1）認知症あんしんガイド（府中市認知症ケアパス）

内　容　認知症の進行に合わせて、どのような地域の支援や介護サービスを受けることができるのかをまとめた冊子です。市役所1階高齢者支援課および各地域包括支援センターにて配布しております。

問合せ　高齢者支援課 在宅療養推進担当（電話042-335-4106）

2）府中市若年性認知症ガイド

内　容　ご本人やご家族に向けて、相談窓口や利用できる経済支援、家族会等に関する情報をまとめた冊子です。市役所1階高齢者支援課および各地域包括支援センターにて配布しております。
※「若年性認知症」…65歳未満の方が発症する認知症

問合せ　高齢者支援課 在宅療養推進担当（電話042-335-4106）

3）府中市認知症サポーター「ささえ隊」

■認知症サポーター「ささえ隊」とは

「認知症サポーター「ささえ隊」養成講座」を受講した「認知症サポーター」のことを府中市では、認知症サポーター「ささえ隊」と呼んでいます。
認知症サポーター「ささえ隊」は何か特別なことを行う方ではありません。認知症を正しく理解し、偏見を持たず、地域や職場で、自分のできる範囲で認知症の方やその家族を温かく見守る応援者のことです。

■認知症サポーター「ささえ隊」養成講座とは

認知症サポーター「ささえ隊」を養成するための講座です。
市民（個人）向けの「公開講座」と市内の自治会、学校、商店街、職場、有志の集まりなどに講師が出向いて開催する「出前講座」があります。

①対　象　市内在住、在勤、在学の方
②内　容　認知症に関する基礎知識や認知症の方と接するときの心がまえなどについて学びます。
③所要時間　60分～90分
④費　用　無料
⑤講　師　キャラバン・メイト（認知症サポーター養成講座講師の資格を有する者）

手続き　①公開講座：随時「広報ふちゅう」、ホームページ、チラシ等でお知らせ。
②出前講座：開催予定日の45日前までに電話にて申込み。

申込先　各地域包括支援センター（2～5ページ参照）

問合せ　高齢者支援課 地域包括ケア推進係（電話042-335-4537）

4）認知症見守り等支援事業

対　象　認知症の症状があり、所得が125万円未満、または生活保護を受給している方。
＊所得が125万円以上の方は「在宅福祉助け合い事業（78ページ参照）」で同様のサービスを受けられます（利用料は異なります）。

内　容　社会福祉協議会から協力会員（ボランティア）を調整し、見守り、話し相手、散歩の付添サービスを提供します。1回の利用は1～2時間で週2回を限度とします。

利用時間・利用料

	月～金　9:00～17:00	月～金　左記時間以外 土曜日　9:00～17:00
常時介護不要	350円／1時間	440円／1時間
常時介護要	450円／1時間	570円／1時間
生活保護	受給者介護の状態に関わらず無料	

＊常時介護要の方には介護職員初任者研修修了以上のボランティアを派遣します。

手続き　①申込書、介護保険料納入（決定）通知書または所得証明書か源泉徴収票が必要です。
②訪問調査のうえ決定します。

申込先　府中市社会福祉協議会 まちづくり推進係（電話042-334-3040）

問合せ　高齢者支援課 地域包括ケア推進係（電話042-335-4537）

5）認知症高齢者等探索サービス

対　象　認知症により外出時に行方不明になる恐れのある高齢者等（市民）を介護している家族の方

内　容　行方がわからなくなった時、24時間いつでも、家族の依頼に応じ、居場所をお伝えする機器をお貸しします。利用料（1割）が必要です。

手続き　申込書、医師の診断書（※）が必要です。
※要介護（要支援）認定を受けている方は省略できる場合があります。

申込先　各地域包括支援センター（2～5ページ参照）

問合せ　高齢者支援課 地域包括ケア推進係（電話042-335-4537）

6）認知症高齢者等おかえりサポートシールの配付

対　象　65歳以上で認知症状のある方、または64歳以下で認知症と診断されている方などの要件があります。

内　容　認知症状によって外出先で行方不明になる恐れのある高齢者の家族等に、二次元コードが印刷されたシールをお渡しします。行方がわからなくなった時に発見者がスマートフォン等で二次元コードを読み取ることで、電子伝言板を介して直接家族等とやりとりができるものです。

給　付　衣類貼付用の洗濯可能なシール20枚と、所持品貼付用の蓄光シール10枚をお渡しします。

手続き　申請書等が必要です。

申込先　高齢者支援課在宅療養推進担当（電話042-335-4106）

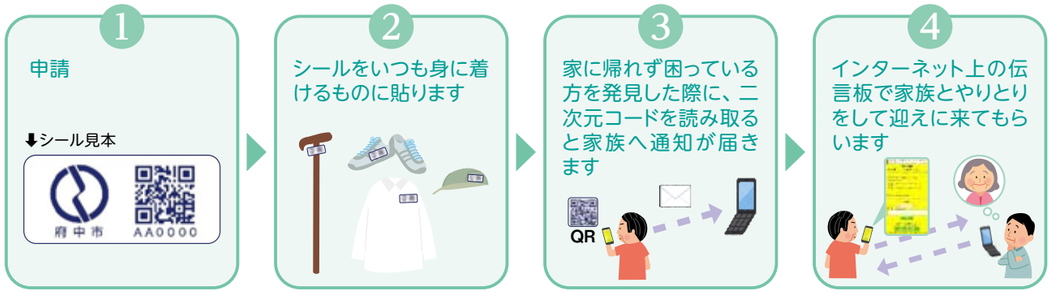

※発見者と家族がお互いの個人情報を出さずに、専用の伝言板を使ってやりとりができます。

7）認知症サポート医

「認知症サポート医」とは、認知症についてのアドバイスや診断、専門医療機関の紹介などを行う医師です。

※市内の認知症サポート医については、118～123ページをご覧ください。

8）認知症疾患医療センター

■認知症疾患医療センターとは

認知症の方と、そのご家族が、地域で安心して生活できるように、都の指定を受けた病院に設置されます。認知症の鑑別診断や医療相談、行動・心理症状（BPSD）への対応を行うとともに、地域の医療機関と連携した支援や研修などを行う機関のことです。認知症に関する相談を行っていますので、お気軽にご相談ください。

〈府中市の認知症疾患医療センター〉

名称	住所	電話番号
根岸病院 認知症疾患医療センター	府中市武蔵台2-12-2	専用電話：042-572-4171 （平日 9:00～17:00 まで）

9）多摩若年性認知症総合支援センター

■多摩若年性認知症総合支援センターとは

多摩地区における若年性認知症に関する相談窓口です。社会保障・医療・サービス受給・就労支援に関わることなどをコーディネートして支援を行う機関ですので、お気軽にご相談ください。

名称	住所	電話番号
多摩若年性認知症総合支援センター	日野市多摩平2-2-4 ニコール豊田ビル4階	専用電話：042-843-2198 （平日 9:00～17:00 まで）

10）認知症初期集中支援チーム

認知症の疑いのある方で、自ら受診に行けない方等を支援する事業です。

対　象　40歳以上の市民で、自宅で生活されており、かつ認知症の方やその疑いのある方で、次のどちらかに該当する方。
①医療サービスや介護サービスを受けていない方、または治療を中断している方
②医療サービスや介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状により対応に苦慮している方

内　容　複数の専門職が訪問して、病院受診や介護保険サービスの利用など必要な支援につなげます。

問合せ　各地域包括支援センター（2～5ページ参照）

11）認知症カフェ運営補助金

対　象　市内で認知症の方やその家族が参加できる認知症カフェを運営する団体又は個人（市内で継続して1年以上運営する予定であり、開設から2年未満であることなどの要件があります。）

内　容　認知症カフェの運営にかかる費用の2分の1（上限5万円）を補助します。

問合せ　高齢者支援課地域包括ケア推進係（電話042-335-4537）

家族介護者支援

1）家族介護者教室・懇談会

対　象　市内在住の方

内　容　家族介護者の交流や介護の方法・栄養・認知症・病気・介護用品などについての講話・体験等を行っています。お気軽にご相談ください。

問合せ　各地域包括支援センター（2～5ページ参照）

2）介護者の会

対　象　家族を介護している方

内　容　お茶を飲みながら、介護の悩みや困っていることなどを話し合っています。ほっとするひとときです。介護経験などのあるボランティアが運営しています。どうぞお気軽にご参加ください。

開催日・開催場所

- ●毎月　第2土曜日　「此（こ）の花」　中央文化センター（府中駅徒歩8分）
- ●毎月　第3木曜日　「けやき」　ふれあい会館（府中駅徒歩7分）
- ●毎月　第4水曜日　「雲雀（ひばり）」　男女共同参画センター「フチュール」（中河原駅徒歩1分）
- ●毎月　第2金曜日　若年性認知症介護者の会「きらきら」　ふれあい会館

開催時間

どの「介護者の会」も、13:30から15:30まで開催しています。出入りは自由です。

参加費　100円（お茶代）

参加方法　開催日時が変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

問合せ　府中市社会福祉協議会 権利擁護係（電話042-336-7055）

3）在宅ねたきり高齢者介護者慰労金

対　象　住民票の住所が同一の「要介護3」以上に認定された方を、在宅で常時介護している要介護認定等のない方で、住民税非課税世帯に属している方

※被介護者が住民税課税世帯に属している場合は対象となりません。
※ひとりの被介護者に対し、複数の介護者による申請はできません。また、ひとりの介護者が複数の申請をすることもできません。

内　容　月額5,000円の慰労金を4月、8月、12月に分けて振込します。支給を受けるには介護保険の認定申請とは別に慰労金の申請が必要となります。
慰労金の申請をした月分から支給の対象となります（慰労金の申請をした月よりも前にさかのぼっての支給はできません）。

※入退院や入退所、介護度が要介護2以下になった時などの異動があった場合には変更届の提出が必要です。

手続き　申請書、介護している方の振込先の口座番号、介護保険被保険者証が必要です。

申込先　介護保険課 介護サービス係（電話042-335-4470）

※各地域包括支援センター（2～5ページ参照）で申請代行を行っています。

4）在宅ねたきり高齢者介護者保養施設の利用助成

対　象　在宅ねたきり高齢者介護者慰労金を受給している方

内　容　指定保養施設（69ページ参照）に宿泊する場合、年度内1泊に限り3,000円の利用助成が受けられます。

※団体の研修などで市のバスを利用する場合、高齢者保養施設の利用助成（68ページ参照）を受けている場合は、この利用助成は受けられません。

手続き　①保養施設へ電話で予約してください。
②宿泊する前に高齢者支援課の窓口で利用助成券の申込みが必要です。
③宿泊する当日に利用助成券を保養施設に提出してください。

問合せ　高齢者支援課 地域支援係（電話042-335-4011）

5）自立支援ショートステイ

対　象　原則65歳以上の要介護認定を受けていない方で、家族の不在等により一時的に養護が必要で、身の回りのことがご自分でできる方

内　容　1回につき7日を限度として施設に短期入所し、食事の提供や健康管理の指導が受けられます。介護保険のショートステイとは異なり、介護を必要としない高齢者の生活の安定や、心身機能の維持、あるいは家族の負担軽減のため、在宅での自立的な生活の維持を支援します。

利用料　1日1,000円。食事代（朝食 325円、昼食 600円、夕食 520円）が別にかかります。

手続き　申込書が必要です。

申込先　各地域包括支援センター（2～5ページ参照）

問合せ　高齢者支援課 高齢者相談窓口（電話042-335-4496）

6）バックベッド確保事業

対　象　次の①～③すべてに該当する方
①在宅で療養されている65歳以上の方、または40歳～64歳で要介護認定・要支援認定を受けている方
②主治医からの診療情報提供が可能な方
③ケアマネジャー、訪問看護師等の医療従事者、地域包括支援センター等が支援している方

内　容　在宅で療養している医療的ケアが必要な高齢者等が、病状変化時や介護者不在等により一時的な入院を必要とする際に、スムーズに市内協力医療機関（共済会櫻井病院・府中病院・府中医王病院・西原町脳神経外科クリニック）へ入院・加療することができるよう支援します。

利用日数　原則、月に7日間。ただし病状・治療等に応じて協力医療機関との調整が可能な場合には、その認める期間。

費　用
- 診療情報提供書の取得に係る費用
- 入院、治療に係る医療費および自己負担分（食費・衛生資材・差額ベッド代・リネン代等）

手続き　ケアマネジャー等により、申込先へ利用希望について連絡のうえ、申込書・診療情報提供書・入院時情報提供書が必要です。

申込先　高齢者支援課 在宅療養推進担当（電話042-335-4106）

7）在宅療養普及啓発動画「介護が必要になっても住み慣れた家で暮らすには」

府中市では、市内で活躍する医療・介護の専門職のみなさんにご協力いただき、在宅療養市民講演会シリーズ番外編として作成した動画を公開しています。

この動画は、脳梗塞で倒れ、救急搬送された女性のお話を例に、入院中から退院、自宅での生活を再開するまでの流れや「在宅療養」のイメージがつかめるように、寸劇と解説を組み合わせた4つの場面で構成しています。ぜひご覧ください。

場面1　入院中に考えておくことは？　**場面2**　退院前の話し合い
場面3　病院から自宅への一時帰宅　**場面4**　退院、在宅での生活のスタート

URL　https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/korenokata/zaitaku/zaitakuryouyoudouga.html（府中市ホームページ）

その他　市では、在宅療養に関する講演会などを「いつまでも府中で暮らしたいシリーズ」として開催しています。詳細は「広報ふちゅう」等でお知らせします。

問合せ　高齢者支援課 在宅療養推進担当（電話042-335-4106）

8）在宅療養ハンドブック

内　容　高齢者の方が在宅で療養する際に役立つ情報や相談窓口などを1冊にまとめた冊子です。市役所や各地域包括支援センター等で配布しています。

https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/korenokata/zaitaku/zaitakuryouyou-handbook.html

問合せ　高齢者支援課 在宅療養推進担当（電話042-335-4106）

制度

1）国民健康保険

国民健康保険に加入されている方への主な給付制度をご案内します。

問合せ　保険年金課　給付係（電話042-335-4044）

(1) 高額療養費

1か月の保険適用の医療費負担が高額になり、自己負担限度額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支給します。該当の世帯には、受診月の3か月後以降に申請書を送付します。

〈自己負担限度額〉

対象	区分	負担割合	自己負担限度額	
			3回目まで	4回目以降
69歳以下の方	ア 国民健康保険税の算定基礎額が901万円を超える世帯	3割	252,600円＋(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	イ 国民健康保険税の算定基礎額が600万円超～901万円以下の世帯		167,400円＋(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
	ウ 国民健康保険税の算定基礎額が210万円超～600万円以下の世帯		80,100円＋(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	エ 国民健康保険税の算定基礎額が210万円以下の世帯		57,600円	44,400円
	オ 世帯主と国民健康保険加入者全員が市民税非課税の世帯		35,400円	24,600円

対象	区分	負担割合	自己負担限度額	
			外来（個人）	外来＋入院（世帯単位）
70歳以上の方	現役並みⅢ （課税所得690万円以上）	3割	252,600円＋(総医療費-842,000円)×1% ※4回目以降は140,100円	
	現役並みⅡ （課税所得380万円以上）		167,400円＋(総医療費-558,000円)×1% ※4回目以降は93,000円	
	現役並みⅠ （課税所得145万円以上）		80,100円＋(総医療費-267,000円)×1% ※4回目以降は44,400円	
	一般 （市民税課税世帯）	2割	18,000円	57,600円 ※4回目以降は44,400円
	低所得Ⅱ （市民税非課税世帯）		8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ （市民税非課税世帯）			15,000円

※69歳以下の方は、同じ方が同じ月に同一医療機関（同一医療機関でも、外来、入院、歯科は別とみなします）で、自己負担額を21,000円以上支払ったもののみ合算し、高額療養費の該当となるか判定します。
※70歳以上の一般・低所得Ⅱ・Ⅰに該当する方で、8月～翌年7月までの外来分の個人ごとの自己負担額の合計が、月々の高額療養費を差し引いてもなお144,000円を超える場合、超えた額を年間の高額療養費として支給します。
※医療費が高額になる場合などに、医療機関へ提示すると支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を発行しています。発行には一定の条件がありますので詳しくはお問合せください。
●低所得Ⅱ：世帯主と国民健康保険加入者全員が市民税非課税で、「低所得Ⅰ」に該当しない世帯。
●低所得Ⅰ：世帯主と国民健康保険加入者全員が市民税非課税で、世帯主と加入者それぞれの収入から必要経費等（年金控除額は80万円として計算）を差し引いた所得が0円となる世帯。

(2) 高額介護合算療養費

世帯での1年間（毎年8月～翌年7月診療分）の国民健康保険の自己負担額と介護保険の利用者負担額の合算額が、世帯の自己負担限度額を超えるときは、超えた額をそれぞれの制度から支給します。該当見込の方へは3月頃申請書を送付します。

■70歳以上の方

区分		国民健康保険＋介護保険 世帯単位の自己負担限度額
現役並み所得者	現役並みⅢ（課税所得690万円以上）	212万円
	現役並みⅡ（課税所得380万円以上）	141万円
	現役並みⅠ（課税所得145万円以上）	67万円
一般　〈市民税課税世帯〉		56万円
低所得Ⅱ〈市民税非課税世帯〉		31万円
低所得Ⅰ〈市民税非課税世帯〉		19万円

■70歳未満の方

区分	国民健康保険＋介護保険 世帯単位の自己負担限度額
ア	212万円
イ	141万円
ウ	67万円
エ	60万円
オ	34万円

(3) 入院時の食事代

入院中に食事をした場合、医療費の自己負担額（2～3割）のほかに、「入院時の食事療養に係る標準負担額」を医療機関の窓口で支払います。区分オ、低所得Ⅱ・Ⅰに該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に提示することで、「入院時の食事療養に係る標準負担額」を減額することができます。

〈入院時の食事療養に係る標準負担額（1食あたり）〉

区分		1食あたりの標準負担額（令和6年6月1日から）
ア・イ・ウ・エ、現役並み所得、一般		490円（※）
オ 低所得Ⅱ	区分オ、低所得Ⅱ・Ⅰの該当期間の入院が、過去1年間で90日以内	230円
	区分オ、低所得Ⅱ・Ⅰの該当期間の入院が、過去1年間で91日以上（長期入院該当）	180円
低所得Ⅰ		110円

※　指定難病患者の方、小児慢性特定疾病患者の方等は、1食あたり280円です。

手続き　限度額適用・標準負担額減額認定証が必要な方は、保険証、個人番号（マイナンバー）確認書類、身元確認書類を持って、保険年金課へ申請してください。長期入院該当の方は、91日以上の入院期間が確認できるもの（病院の領収書など）も持参してください。

2）後期高齢者医療制度

対　象 後期高齢者医療制度は、75歳以上の方および申請により一定の障害があると東京都後期高齢者医療広域連合から認定された65歳から74歳までの方が加入する医療制度です。

問合せ 保険年金課 後期高齢者医療係（電話042-335-4033）

(1) 自己負担限度額

医療機関等の窓口での自己負担額は医療費等の1割・2割・3割です。月の1日から末日までの1か月ごとの自己負担額が下表の限度額を超えた場合は、超えた額を高額療養費として払い戻します。

負担割合が1割で世帯の全員が市民税非課税の方には、1か月ごとの支払いが区分Ⅱまたは区分Ⅰの限度額までとなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」、負担割合が3割で後期高齢者医療制度に加入している世帯員全員の市民税課税所得が690万円未満の方には、1か月ごとの支払いが現役並み所得ⅡまたはⅠの限度額までとなる「限度額適用認定証」を申請によりそれぞれ交付します。

世帯の課税状況	所得区分	負担割合	外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
市民税課税世帯	現役並み所得Ⅲ（課税所得690万円以上）	3割	252,600円+（10割分の医療費−842,000円）×1%〈140,100円※1〉	
	現役並み所得Ⅱ（課税所得380万円以上）		167,400円+（10割分の医療費−558,000円）×1%〈93,000円※1〉	
	現役並み所得Ⅰ（課税所得145万円以上）		80,100円+（10割分の医療費−267,000円）×1%〈44,400円※1〉	
	一般Ⅱ	2割	6,000円+（10割分の医療費−30,000円）×10%または18,000円のいずれか低い方〈144,000円※2〉	57,600円〈44,400円※1〉
	一般Ⅰ	1割	18,000円〈144,000円※2〉	57,600円〈44,400円※1〉
市民税非課税世帯	区分Ⅱ		8,000円	24,600円
	区分Ⅰ			15,000円

※1：過去12か月間に4回以上高額療養費に該当した場合の限度額は〈　〉内の金額となります。
※2：毎年8月1日から7月31日までの自己負担額の合計額が144,000円を超えた額が高額療養費として払い戻しとなります。

- 一般Ⅱ：次の①②両方に該当する方。①同じ世帯の被保険者の中に課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる。②年金収入とその他の合計所得金額の合計額が200万円以上の方（同じ世帯に被保険者が二人以上いる場合は合計320万円以上）。
- 一般Ⅰ：同じ世帯の被保険者全員の課税所得が145万円未満の方で、一般Ⅱに該当しない方。
- 区分Ⅱ：世帯全員が市民税非課税である方のうち、区分Ⅰに該当しない方。
- 区分Ⅰ：市民税非課税世帯であり、①世帯全員の所得が0円の方。②老齢福祉年金を受給している方。

(2) 高額介護合算療養費

世帯での1年間（毎年8月～翌年7月診療分）の後期高齢者医療の自己負担額と介護保険の利用者負担額の合算額が、世帯の自己負担限度額を超えるときは、超えた額をそれぞれの制度から支給します。該当見込の方には毎年2月から3月頃に東京都後期高齢者医療広域連合から申請書を送付します。

区分		負担割合	後期高齢者医療保険＋介護保険 世帯単位の自己負担限度額
現役並み所得者	現役並みⅢ（課税所得690万円以上）	3割	212万円
	現役並みⅡ（課税所得380万円以上）		141万円
	現役並みⅠ（課税所得145万円以上）		67万円
一般Ⅱ〈市民税課税世帯〉		2割	56万円
一般Ⅰ〈市民税課税世帯〉		1割	56万円
区分Ⅱ〈市民税非課税世帯〉			31万円
区分Ⅰ〈市民税非課税世帯〉			19万円

(3) 入院時食事代

対象内容 入院中に食事をした場合、入院時の一部負担金のほかに、「入院時の食事療養費に係る標準負担額」を医療機関の窓口で支払います。

また、区分Ⅱ・Ⅰに該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に提示することで、「入院時の食事療養に係る標準負担額」を減額することができます。

なお、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けるには申請手続が必要です。

〈入院時の食事療養に係る標準負担額〉

区分		1食あたりの標準負担額（令和6年6月1日から）
現役並み所得者および一般の方（※1）		490円（※2）
住民票上の世帯主および世帯員全員が市民税非課税の方 区分Ⅱ	①過去1年間で90日以内の入院	230円
	②過去1年間で91日以上（区分Ⅱの減額認定を受けていた期間に限る※3）の入院（長期入院該当） ※申請手続きが必要です。	180円
③住民票上の世帯主および世帯員全員が市民税非課税で、かつ全員について所得が一定基準以下の方（※4） 区分Ⅰ		110円

※1　現役並み所得者は保険証記載の一部負担金の割合が3割、一般の方は2割、1割です。
※2　指定難病患者の方は、1食あたり280円です。
※3　他の健康保険加入期間も区分Ⅱ相当の認定を受けていた期間中の入院日数は通算できます。
※4　一定基準とは、世帯全員の所得が0円の方。

手続き 申請手続きに必要なものは保険証、個人番号（マイナンバー）確認書類、身元確認書類です。長期入院該当者の方（上表②の方）は、91日以上の入院期間が確認できるもの（病院の領収書など）も必要です。

申込先 保険年金課 後期高齢者医療係（電話042-335-4033）

3）自立支援医療

(1)更生医療

対象者 18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、指定医療機関の要否意見書により医療(人工透析、腎移植、小腸および免疫機能に関する医療など)の給付が必要と認められる方。事前の申請が必要になりますので早めにご相談ください。

内　容 障害を取り除いたり、軽くしたりするための手術などの治療を指定医療機関で行う場合、その医療費の自己負担額が1割となります。なお、市民税所得割額や疾患などに応じた自己負担上限月額および受給制限があります。

窓　口 障害者福祉課 援護係(電話042-335-4162)(FAX042-368-6126)

(2)精神通院医療

対象者 精神障害の医療を指定医療機関で外来通院している方

申請に必要なもの

①自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
②自立支援医療診断書(精神通院用都様式)
- ●新規、再開申請の場合…診断書添付、または精神障害者保健福祉手帳(診断書に基づいて交付されたもの)の写しでも可
- ●更新申請の場合…2年に一度診断書を提出

③市民税額のわかる書類(省略できる場合がありますのでお問い合せください。)
④健康保険証の写し(生活保護受給者は、生活保護受給証明書)
⑤個人番号確認書類および身元確認書類

窓　口 障害者福祉課 援護係(電話042-335-4162)(FAX042-368-6126)